

予防接種健康被害救済制度 (新型コロナワクチン接種)

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられており、新型コロナワクチン接種についても、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

給付の種類

	請求者等	給付額												
医療費	予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者	健康保険等による給付の額を除いた自己負担額 (入院相当に限定しない)												
医療手当	同上	<table border="0"> <tr> <td><2022年3月まで></td> <td><2022年4月以降></td> </tr> <tr> <td>通院3日未満 35,000円/月</td> <td>通院3日未満 34,900円/月</td> </tr> <tr> <td>通院3日以上 37,000円/月</td> <td>通院3日以上 36,900円/月</td> </tr> <tr> <td>入院8日未満 35,000円/月</td> <td>入院8日未満 34,900円/月</td> </tr> <tr> <td>入院8日以上 37,000円/月</td> <td>入院8日以上 36,900円/月</td> </tr> <tr> <td>同一月入通院 37,000円/月</td> <td>同一月入通院 36,900円/月</td> </tr> </table>	<2022年3月まで>	<2022年4月以降>	通院3日未満 35,000円/月	通院3日未満 34,900円/月	通院3日以上 37,000円/月	通院3日以上 36,900円/月	入院8日未満 35,000円/月	入院8日未満 34,900円/月	入院8日以上 37,000円/月	入院8日以上 36,900円/月	同一月入通院 37,000円/月	同一月入通院 36,900円/月
<2022年3月まで>	<2022年4月以降>													
通院3日未満 35,000円/月	通院3日未満 34,900円/月													
通院3日以上 37,000円/月	通院3日以上 36,900円/月													
入院8日未満 35,000円/月	入院8日未満 34,900円/月													
入院8日以上 37,000円/月	入院8日以上 36,900円/月													
同一月入通院 37,000円/月	同一月入通院 36,900円/月													
障害児養育年金	予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者	<table border="0"> <tr> <td><2022年3月まで></td> <td><2022年4月以降></td> </tr> <tr> <td>1級 1,581,600円/年</td> <td>1級 1,579,200円/年</td> </tr> <tr> <td>2級 1,266,000円/年</td> <td>2級 1,263,600円/年</td> </tr> </table>	<2022年3月まで>	<2022年4月以降>	1級 1,581,600円/年	1級 1,579,200円/年	2級 1,266,000円/年	2級 1,263,600円/年						
<2022年3月まで>	<2022年4月以降>													
1級 1,581,600円/年	1級 1,579,200円/年													
2級 1,266,000円/年	2級 1,263,600円/年													
障害年金	予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者	<table border="0"> <tr> <td><2022年3月まで></td> <td><2022年4月以降></td> </tr> <tr> <td>1級 5,056,800円/年</td> <td>1級 5,048,400円/年</td> </tr> <tr> <td>2級 4,045,200円/年</td> <td>2級 4,039,200円/年</td> </tr> <tr> <td>3級 3,034,800円/年</td> <td>3級 3,028,800円/年</td> </tr> </table>	<2022年3月まで>	<2022年4月以降>	1級 5,056,800円/年	1級 5,048,400円/年	2級 4,045,200円/年	2級 4,039,200円/年	3級 3,034,800円/年	3級 3,028,800円/年				
<2022年3月まで>	<2022年4月以降>													
1級 5,056,800円/年	1級 5,048,400円/年													
2級 4,045,200円/年	2級 4,039,200円/年													
3級 3,034,800円/年	3級 3,028,800円/年													
死亡一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族	死亡一時金 44,200,000円												
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者	212,000円												

給付までの流れ

請求者は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えて中央区に請求してください。

中央区は、請求書を受理した後、本区が設置する予防接種健康被害調査委員会において医学的な見地から調査し、東京都を通じて国へ進達します。国は、『疾病・障害認定審査会』に諮問し答申を受け、厚生労働大臣、東京都を通じて中央区に通知されます。その後、給付が認められた事例に対して給付が行われます。

